

埼玉西部消防組合ハラスメント防止宣言

【基本的な考え】

ハラスメントは、個人の尊厳と人格を侵害する決して許されない行為である。そのような行為は、被害者を深く傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行に支障を来すのみならず、これまで先人が積み重ねてきた消防への信用や信頼は失墜することとなり、いったん失った信頼を回復するには多大な努力と膨大な時間が必要となる。

もとより、全体の奉仕者たる公務員には、ハラスメントとは無縁の高い倫理観が求められており、その中でも消防職員は、市民が生命、身体及び財産を災害から守る消防機関に寄せる期待及び信頼に十分に応えうる、ひとときわ高い倫理観を備えていなければならない。

一方、消防の職場には、災害現場で安全、確実、迅速な部隊行動を遂行するため、指揮命令系統を明確にする階級が存在し、職員には、厳格な規律の保持が求められ、ときには指導という名目の下、限度を逸脱する危険性が潜在している。

また、全国的に女性消防吏員の増加が図られているところであるが、いまだ男性消防吏員が圧倒的に多いことから、職場では、男性を中心とした考え方が意図せず残っているおそれがある。そのため、セクシャルハラスメント、妊娠、出産をする女性消防吏員や、男女にかかわらず育児休業等を利用しようとする職員に対するハラスメントが生じる懸念がある。

ハラスメントに関して、これら消防の職場特有の懸念が存在することを私たちは深く自覚しなければならない。

【宣言】

埼玉西部消防組合は、全ての職員が希望と主体性を持って働ける風通しの良い職場の実現を目指し、これまで取り組んできたハラスメント防止対策の実効性を高めるため、不断の努力を行うことを宣言する。

令和6年4月24日

埼玉西部消防組合 消防長 石井英夫